



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社タカキタ
代表者名 代表取締役社長 松本 充生
(コード番号 6325 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員 沖 篤義
管 理 本 部 長
(TEL : 0595-63-3111)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、既に当社第 71 回定時株主総会にてご承認頂いている金銭報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認を求める議案を、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 72 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、その報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的として、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なきには、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

- (3) 新株予約権の上限
330 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に当社の取締役を割当先として、発行する新株予約権の上限とし、毎年割り当てるものとします。
- (4) 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとします。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される付与株式数に 1 株当たり 1 円を乗じた金額とします。
- (6) 新株予約権の権利行使期間
新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内範囲で当社取締役会が定める期間とします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日間に限り募集新株予約権を行使することができるものとします。
その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものとします。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得につきましては、当社取締役会の承認を要するものとします。
- (9) 行使時に交付すべき株式数の 1 株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。
- (10) 新株予約権のその他の内容
上記(2)から(9)の細目および新株予約権に関するその他の内容等につきましては、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

以上